



今回のテーマは

## 自筆証書遺言と公正証書遺言の違いです。

自筆遺言とは？ …遺言の全文をご自身で書くもの

自筆遺言とは？ …公証人に遺言内容を伝え、公証人に作成してもらうもの

**しかし この2つには、どちらにもメリット・デメリットがあります。**

遺言の種類	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>①好きな時に変更・削除できる</li> <li>②費用がかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①形式が備わっていないと無効になる</li> <li>②遺言書が紛失してしまう恐れや、発見されない恐れがある</li> <li>③内容を改ざんされてしまう恐れがある</li> <li>④遺言者の死後に遺言書を家庭裁判官に提出し、検認という手続きが必要</li> </ul>
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公証人が作成するため形式面での無効は考えにくい</li> <li>②遺言書が公証役場で保管されるため、紛失や改ざんの恐れが少ない</li> <li>③字を書くことが困難でも遺言書作成が可能</li> <li>④遺言者の死後の家庭裁判官での手続きがないので相続人の負担が減る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①費用がかかる</li> <li>②公証人と予定を合せて面談の必要がある</li> </ul>

公正証書は作成段階で費用がかかってしまいますが、自筆証書でも検認手続を専門家に依頼された場合は、費用が発生します。

また、自筆証書による遺言書は、形式の不備や、紛失・改ざん・発見されないこと等で無効になったり、トラブルに発展するケースが多くあります。

相続発生後、遺言者の想いの実現や相続人の方の煩わしい手間を軽減するためにも**公正証書遺言をお勧めします。**



# F&Partners

司法書士法人

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地 第11長谷ビル5階  
 【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号 OCTビル3F  
 【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルテ1932-113

